

松本市林業センター	〃 大字入山辺4763番地1	〃
松本市梓川老人福祉センター	〃 梓川梓2283番地2	〃
に、		
「		
松本市梓川農村環境改善センター	〃 梓川梓2285番地	〃
松本市四賀会館	〃 会田691番地	〃
松本市四賀保健センター	〃 七嵐85番地2	〃
」		
を		
「	松本市四賀保健センター	〃 七嵐85番地2
」		

に改める。

選挙管理委員会

長野県人事委員会告示第2号

平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部を次のように改正し、平成26年8月7日以後に合格を発表する選考に係る記録情報から適用します。

平成26年8月7日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

表の身体障害者を対象とする長野県職員採用選考の項、身体障害者を対象とする長野県警察職員採用選考の項及び身体障害者を対象とする長野県市町立小中学校事務職員採用選考の項中「身体障害者」を「身体障がい者」に改め、同表の長野県職員（技能労務職員）採用選考の項及び長野県警察職員（技能労務職員）採用選考の項を削り、同表の社会人経験者を対象とする長野県職員採用選考試験の項中「長野県職員採用選考試験」を「長野県職員採用選考」に、

1 第1次考查（教養考查）の点数及びその順位	第1次考查合格者については最終合格発表日から1年間、第1次考查不合格者については第1次考查合格発表日から1年間
を	

1 第1次考查に係る以下の記録情報	同上
(1) 教養考查及び自己セールスシートによる考查の点数	
(2) 合計点	
(3) 合計点の順位（不合格者を含む。）	
(4) 合格者の順位	

改める。

人事委員会事務局



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年7月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人千曲国際交流協会

3 代表者の氏名

春日 賢

4 主たる事務所の所在地

千曲市大字稻荷山245番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域を訪れるあるいは生活する全ての人々に対して、国際交流活動の推進事業や多文化共生の推進事業等を行い、世界に開かれた地域社会をつくることを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年7月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人SUN
- 3 代表者の氏名
藤村 出
- 4 主たる事務所の所在地
上水内郡飯綱町大字普光寺920番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者が地域で自立生活できる社会の実現を図るために、障害を持った人たちの自立支援に関する事業や、暮らしやすい地域づくりに関する事業を行い、ノーマライゼーションの社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

会体験の場の提供に関する事業を行うことを通じて、一人一人の多様な生き方、働き方を支援することを目的とする。

また、情報通信技術の利活用、コミュニケーション能力の開発など、地域づくり、生涯学習、職業能力開発の分野において求められている技術・知識・能力の習得や開発を支援することにより、生涯学習活動の促進や雇用の拡大など地域へ貢献することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年7月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人やればできる
- 3 代表者の氏名
小松 みどり
- 4 主たる事務所の所在地
上伊那郡南箕輪村109番地ワンペアマンション103号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障がいのある人をはじめとして、社会的に働く場が得にくく、社会体験の場が限られた人たちに対して、仕事と社

県民協働課

この法人は、少子高齢化により地域活力が衰退しつつある地域社会を、住民自らの手で活性化しようとする取組みを支援し、また、行政機関と協力して、村民に対して行政情報及び地域情報を発信・提供する事業を行い、そこに住む人々が明るく元気に過ごせる持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
昭栄諏訪ショッピングセンター
諏訪郡下諏訪町四王湖浜6133ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオングループ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 3 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	村井 正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	梅本 和典	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

4 変更した年月日

平成25年3月1日

5 届出年月日

平成26年5月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成26年8月7日から平成26年12月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐久ショッピングセンター

佐久市岩村田字水引1420-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更する事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	村井 正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	梅本 和典	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

- 4 変更した年月日
平成25年3月1日
- 5 届出年月日
平成26年5月27日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成26年8月7日から平成26年12月8日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
箕輪ショッピングセンター
上伊那郡箕輪町中箕輪9012-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオンリテール株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 3 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	村井 正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	梅本 和典	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

- 4 変更した年月日
平成25年3月1日
- 5 届出年月日
平成26年5月21日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県上伊那地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成26年8月7日から平成26年12月8日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン中野ショッピングセンター
中野市大字一本木252-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオントリーチ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更する事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオントリーチ株式会社	村井 正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオントリーチ株式会社	梅本 和典	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

4 変更した年月日

平成25年3月1日

5 届出年月日

平成26年5月27日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県北信地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成26年8月7日から平成26年12月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県北信地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アップルタウン

飯田市鼎一色456

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオングループ株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

- 3 変更する事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオングループ株式会社	村井 正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオングループ株式会社	梅本 和典	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

- 4 変更した年月日

平成25年3月1日

- 5 届出年月日

平成26年5月26日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成26年8月7日から平成26年12月8日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

豊科ショッピングセンター

安曇野市豊科4272-10ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオントリーテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更する事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオントリーテール株式会社	村井 正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオントリーテール株式会社	梅本 和典	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

4 変更した年月日

平成25年3月1日

5 届出年月日

平成26年5月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成26年8月7日から平成26年12月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン木曽福島店

木曽郡木曽町福島5398-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオントリーテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更する事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオントリーテール株式会社	村井 正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	梅本 和典	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

4 変更した年月日

平成25年3月1日

5 届出年月日

平成26年5月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県木曽地方事務所商工観光建築課

7 縦覧の期間

平成26年8月7日から平成26年12月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県木曽地方事務所商工観光建築課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤみかげショッピングパーク

小諸市大字御影新田2590-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

3 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	村井 正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	梅本 和典	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

4 変更した年月日

平成25年3月1日

5 届出年月日

平成26年5月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間
平成26年8月7日から平成26年12月8日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ上田原店
上田市上田原地久449-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
- 3 廃止前の店舗面積の合計
1,928平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 廃止した日
平成26年6月19日

産業政策課サービス産業振興室課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告し、縦覧に供します。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
いちやまマート岡谷店
岡谷市長地権現町3-950-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社いちやまマート
山梨県中央市若宮50-1
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日
平成26年5月29日
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により岡谷市から聴取した意見
 - (1) 騒音の発生に係る事項
 - ア 敷地内自動車走行時などの騒音については、本届出書のとおり近隣住民に配慮し、状況に応じて利用制限をする、徐行運転を働きかけるなど騒音低減策を講じること。

また、騒音・大気汚染等防止のため、アイドリングについては必要最小限にするよう出入するすべての自動車使用者に働きかけること。

- イ 照明の適切な使用や透水性舗装、浸透枠設置等による雨水の地下浸透など、できる限り地球温暖化防止などの環境保全に配慮すること。
- ウ その他、騒音・振動等の苦情が生じた場合には万全の策を講ずること。

(2) 廃棄物等に係る事項

- ア 廃棄物の処理については岡谷市と事前協議のうえ適正に行うこと。
- イ 食品ロスを削減し、食品廃棄物の発生抑制に努めること。

5 意見書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室及び長野県諏訪地方事務所商工観光課

6 縦覧の期間

平成26年8月7日から平成26年12月8日まで

産業政策課サービス産業振興室

公告

平成26年8月4日、安曇野市第二拾ヶ堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

平成26年8月4日、松本市奈良井川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部守一

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

ホクト文化ホール舞台機構改修工事

3 工事箇所名

長野市若里

4 工事概要

大ホール及び中ホールの舞台機構（滑車・制御装置）の改修

5 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。

(3) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 機械器具設置工事の資格総合点数が797点以上であること。

イ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

ウ 建設業法第3条の規定による機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を有している者であること。

エ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

オ 機械器具設置工事の監理技術者を配置できる者であること。

カ 平成11年4月1日から公告日の前日までの間にしゅん工した固定席1,000席以上の新築の劇場において舞台機構工事を元請けとして誠実に履行した実績を有している者であること。

6 工期

着手日から約190日間

7 支払条件**(1) 前金払**

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書を、平成26年8月7日（木）から平成26年9月5日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部施設課

電話 026（235）7342

9 入札手続等**(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年9月5日（金） 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年8月26日（火）午後5時までに上記8の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日付け13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事として、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要があります。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要があります。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

10 その他

詳細は、入札説明書によります。

施設課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部守一

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

佐久勤労者福祉センター舞台機構改修工事

3 工事箇所名

佐久市佐久平駅南

4 工事概要

ホール（固定席438席）の舞台機構（ワイヤロープ・制御装置）の改修

5 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。
 - ア 機械器具設置工事の資格総合点数が715点以上であること。
 - イ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - ウ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - エ 平成11年4月1日から公告日の前日までの間にしゅん工した固定席250席以上の劇場（ホールを含む。）の舞台機構の新設又は改修工事を元請けとして誠実に履行した実績を有している者であること。

6 工期

着手日から約150日間

7 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書を、平成26年8月7日（木）から平成26年9月5日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部施設課

電話 026（235）7342

9 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年9月5日（金） 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年8月26日（火）午後5時までに上記8の場所に提出してください。この場合において、

開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日付け13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事として、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

10 その他

詳細は、入札説明書によります。

施設課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部守一

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

佐久勤労者福祉センター舞台音響設備改修工事

3 工事箇所名

佐久市佐久平駅南

4 工事概要

ホール（固定席438席）の舞台音響設備の改修

5 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。

(3) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 電気通信工事の資格総合点数が778点以上であること。

- イ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ウ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- エ 平成11年4月1日から公告日の前日までの間にしゅん工した固定席250席以上の劇場（ホールを含む。）の舞台音響設備の新設又は改修工事を元請けとして誠実に履行した実績を有している者であること。

6 工期

着手日から約150日間

7 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書を、平成26年8月7日（木）から平成26年9月5日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部施設課

電話 026（235）7342

9 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年9月5日（金） 午後2時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年8月26日（火）午後5時までに上記8の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日付け13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事として、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

10 その他

詳細は、入札説明書によります。

施設課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年8月7日

長野県知事 阿部守一

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

佐久勤労者福祉センター舞台照明設備改修工事

3 工事箇所名

佐久市佐久平駅南

4 工事概要

ホール（固定席438席）の舞台照明設備の改修

5 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

（2）建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。

（3）長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 電気工事の資格総合点数が778点以上であること。

イ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

ウ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

エ 平成11年4月1日から公告日の前日までの間にしゅん工した固定席250席以上の劇場（ホールを含む。）の舞台照明設備の新設又は改修工事を元請けとして誠実に履行した実績を有している者であること。

6 工期

着手日から約150日間

7 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書を、平成26年8月7日（木）から平成26年9月5日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部施設課

電話 026（235）7342

9 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年9月5日（金） 午後3時

イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年8月26日（火）午後5時までに上記8の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日付け13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事として、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

10 その他

詳細は、入札説明書によります。

施設課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年8月7日

長野県工科短期大学校長 藤井恒男

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

電子技術科パーソナルコンピュータ20台及び付属機器 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成26年10月1日から平成31年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野県工科短期大学校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県上田市下之郷813-8

長野県工科短期大学校

電話 0268-39-1111

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年8月28日（木） 午後1時30分

イ 場所 長野県工科短期大学校 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年8月26日（火）午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成26年8月27日（水）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県工科短期大学校長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

人材育成課

正 誤

平成26年6月30日付け公告「平成25年度における公文書の公開の実施状況」中

ページ	行（箇所）	誤	正
3	7	5,694件	5,693件
3	7	436人	435人

情報公開・法務課